

柏市議会令和8年第2回定例会会議録（第8日）



令和8年6月24日（水）午後1時開議

議事日程第8号

- 日程第1 議案（第1号～第18号）
日程第2 請願
日程第3 議案第19号
日程第4 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員の選挙
日程第5 所管に関する事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（34名）

1 番	矢 澤 英 雄 君	2 番	田 口 康 博 君
3 番	福 元 愛 君	4 番	若 狭 朋 広 君
5 番	内 田 博 紀 君	6 番	永 山 智 仁 君
7 番	上 橋 しほと 君	8 番	北 村 和 之 君
9 番	小 川 百合子 君	10 番	村 越 誠 君
11 番	渡 邊 晋 宏 君	12 番	桜 田 慎太郎 君
13 番	平 野 光 一 君	14 番	武 藤 美津江 君
15 番	佐 藤 浩 君	16 番	林 紗絵子 君
18 番	渡 辺 裕 二 君	19 番	伊 藤 誠 君
20 番	小 松 幸 子 君	21 番	塚 本 竜太郎 君
22 番	阿比留 義 顯 君	23 番	円 谷 憲 人 君
24 番	後 藤 浩一郎 君	25 番	末 永 康 文 君
26 番	渡 部 和 子 君	27 番	山 田 一 一 君
28 番	松 本 寛 道 君	29 番	岡 田 智 佳 君
30 番	中 島 俊 君	31 番	林 伸 司 君
33 番	田 中 晋 君	34 番	助 川 忠 弘 君
35 番	古 川 隆 史 君	36 番	坂 巻 重 男 君

欠席議員

な し

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市 長 太 田 和 美 君 副 市 長 染 谷 康 則 君

副市長	山田大輔君	上下水道事業 管理者	飯田晃一君
危機管理部長	熊井輝夫君	総務部長	鈴木実君
企画部長	小島利夫君	財政部長	恒岡厚志君
広報部長	吉田みどり君	広報部理事	宮本等君
市民生活部長	永塚洋一君	健康医療部長	小倉孝之君
健康医療部理事	真田理江君	健康医療部理事	岡村秀明君
福祉部長	矢部裕美子君	こども部長	依田森一君
環境部長	稲荷田修一君	経済産業部長	松澤元君
都市部長	坂齊豊君	都市部理事	平久和則君
土木部長	内田勝範君	消防局長	本田鉄二君
会計管理者	田口大君	上下水道局理事	後藤義明君
〔教育委員会〕			
教育長	田牧徹君	教育総務部長	中村泰幸君
生涯学習部長	宮本さなえ君	学校教育部長	平野秀樹君
〔選挙管理委員会〕			
事務局長	山岡康宏君		
〔農業委員会〕			
事務局長	関野昌幸君		
〔監査委員〕			
代表監査委員	中山浩二君	事務局長	渡会美保君

職務のため議場へ出席した者

事務局長	渡邊浩司君	次長兼議事課長	石田清君
議事課課長補佐	藤井淳君	議事課係長	坂田智文君
議事課係長	松沢宏治君	議事課主任	野方彩加君
議事課主任	小川熙君		

○

午後 1 時開議

○議長（坂巻重男君） これより本日の会議を開きます。

○議長（坂巻重男君） 日程に入るに先立ち、去る5月25日に御逝去されました故鈴木清丞さんに対し弔意を表するために追悼演説を行います。小川百合子さん。

〔9 番 小川百合子君登壇〕

○9 番（小川百合子君） 追悼の言葉。故鈴木清丞議員の御逝去に際し、先輩議員の皆様並びに故人とゆかりの深い方々を差し置きまして甚だ僭越ではございますが、議会運営委員会の御指名をいただきましたこと、また同期の議員の一人として柏市議会を代表いたしまして謹んで哀悼の意を表したいと存じます。

3月議会の最終日、体調不良により鈴木さんが欠席するとの知らせに接し、議案等の採決を欠席されるということはよほどのことがあったのではないかと気にかかっておりました。その

僅か数日前には会派を代表して熱意の籠もった質問を行い、市政に対する強い思いを語っておられました。それだけに、その後再び鈴木さんの声を議場でお聞きすることがかなわなくなる
とは思ってもありませんでした。

鈴木さんは、令和元年の初当選以来2期7年にわたり、市民福祉の向上や地域課題の解決のために尽力されました。また、昨年9月からは総務市民委員会の副委員長として円滑な委員会運営に心を配られており、私も委員としてその姿を間近で拝見しておりました。市民の声を代弁するとの強い信念の下、時に厳しく、時に熱の籠もった議論を展開されていた姿が今も鮮明に思い起こされます。その真摯な姿勢は、多くの議員の心に深く刻まれております。一方で、議場を離れると誰に対しても気さくに接し、温かな言葉をかけてくださる方でもありました。人情味あふれるそのお人柄は、多くの方から慕われていたことと思います。同期議員として同じ時期に議席を預かり、共に市政の課題に向き合うことができたことは、私にとって大変貴重な経験でありました。今は、ただ鈴木さんの御生前のお姿をしのび、その御功績に深く敬意を表したいと思います。突然の病により倒れられ、厳しい療養生活を余儀なくされる中であつてもなお議会への復帰を強く願い、前向きに療養に取り組んでおられたと伺っております。鈴木さんには、市民のために実現したい政策がなお数多くあったことと思います。その志半ばにして旅立たれたことを思うと痛惜の念を禁じ得ません。屈託のない笑顔と大きく元気な声、黄色のネクタイがトレードマークの鈴木議員とは、旧沼南地域を拠点に活動する仲間として長く御一緒させていただきました。地域では毎年恒例のクリスマス会にも一緒に参加し、かぶりものをして笑いを誘い、皆さんと元気に接し、挨拶しておられた姿は今でも目に浮かびます。また、本年の3月には総務市民委員会副委員長として、役職定年を迎える部長お二人にすてきな似顔絵を買ったばかりのコピー機で心を込めて作成してくださいました。特徴をよく捉えた温かみのある似顔絵にその場にいた皆が感動し、大いに盛り上がったことを昨日のように覚えております。人を喜ばせたい、場を明るくしたいという鈴木議員のお気持ちがあふれ、その似顔絵にも表れていたように思います。享年67歳、これからはお一層の御活躍が期待される中での御逝去は、私たちにとっても大きな喪失であります。御遺族の皆様の御心痛を思うと誠に哀惜の念にたえません。

申し上げれば限りがなく、惜別の情は尽きませんが、ここに生前の御功績と御尽力に心より尊敬の念と感謝の意をささげ、御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様にも心よりお悔やみを申し上げ、追悼の言葉といたします。鈴木清丞さん、さようなら、安らかに眠りください。令和8年6月24日、柏市議会議員、小川百合子。

○議長（坂巻重男君） 以上で追悼演説を終わります。

続いて、報告をいたします。まず、去る6月22日に開かれました総務市民委員会における副委員長の互選の結果を報告いたします。総務市民委員会副委員長、永山智仁さん。以上のとおりです。

次に、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分についてが報告されました。会議システム内のデータにより御了承願います。

以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） 日程に入ります。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第１、議案第１号から第18号の18議案を議題といたします。

議案第１号、第２号、第10号、第13号から第16号について、総務市民委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。阿比留総務市民委員長。

〔総務市民委員会委員長 阿比留義顯君登壇〕

○総務市民委員会委員長（阿比留義顯君） 総務市民委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第１号、専決処分について（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）、議案第２号、柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての２議案を一括して議題といたしました。議案第１号について、委員から、本改正により年間約5,000万円程度の減収が見込まれ、それに対し国が財政措置を講ずるとのことだが、令和９年度以降も継続した対応が行われるのかとの質疑があり、当局から、令和８年度分については地方財政計画において地方特例交付金により補填が示されているが、令和９年度以降については明確に示されていない状況であるとの答弁がありました。

議案第２号について、委員から、わがまち特例について本市において先進的な特例措置はあるのかとの質疑があり、当局から、本市の特例措置は基本的に国の参酌基準を採用しているが、再生可能エネルギー発電設備に関する措置については柏市地球温暖化対策計画に基づく再生可能エネルギーの促進を目的として国が設定する下限を採用しているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第１号及び第２号は全会一致でいずれも原案のとおり承認及び可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、工事の請負契約の締結について（大堀川防災レクリエーション公園アクセス道路増築工事）、議案第13号、財産の取得について（移動型電源車）、議案第14号、訴えの提起について、議案第15号、訴えの提起についての４議案を一括して議題といたしました。

議案第10号について、委員から、工事を実施するタイミングがなぜ今なのかとの質疑があり、当局から、能登の地震等において橋の崩落が発生しており、大堀川についても松ヶ崎橋からの入り口が１つという現状で、橋が落ちた場合に拠点として機能しなくなるおそれがあることから、整備の必要性を検討し、この時期になったとの答弁がありました。

議案第13号について、委員から、担当課として最適な使用を追求することは重要だと思うが、一方で入札参加業者が極端に少なくなるのであれば多少仕様を見直すという考えもあるのではないのかとの質疑があり、当局から、公用車のＥＶ化を進めている中で大規模かつ長期間の停電時にＥＶ車へ給電できなければ活用できなくなってしまう。発電機やポータブル電源だけに頼らず、複数の電源確保手段を持つためにも同時給電の機能を必須条件と考えたとの答弁がありました。また、委員から、実効性のある給電体制確保や発災時対応のため、平時から確認、訓練などを行うのかとの質疑があり、当局から、導入時には納入業者から危機管理部の職員が操作方法について説明を受ける予定であり、来年度以降は職員自体による給電訓練を少なくとも年１回実施することで実効性のある給電体制を確保していきたいと考えているとの答弁がありました。

議案第14号について、委員から、訴えの相手から滞納者に対し、高額な給与が支払われているのか疑問に思うが、間違いなく支払われているということでよいのかとの質疑があり、当局から、給与支払い報告書で年額にして700万円という報告が出ているため、その金額が本人に支払われているものとして差押えを行ったとの答弁がありました。

議案第15号について、委員から、今後もこのような不法占拠が起こらないよう抑止策などについて考えているのかとの質疑があり、当局から、今回の事例を踏まえ、全庁的に調査を行っている。放置車両に対しては自力救済が難しい部分があるため、日常の点検、確認などによる予防が第一ではないかと考えているとの答弁がありました。また、委員から、公の施設に不法駐車が続いた結果、余計な費用が発生したのではないかとという疑問があり、民間事業者であればより早く対応していたのではないかと感じるとの意見がありました。

採決の結果、議案第10号、議案第13号から15号は全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、令和8年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたしました。委員から、県で実施される減免措置と今回の補正予算で本市が実施する減免事業について、市民1人当たりの金額はどの程度かとの質疑があり、当局から、県における1人当たりの金額は把握していないが、本市が行う減免事業について県が設定した枠組みで行った場合と同等のメリットを受けられるような内容であるものと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第16号、当委員会所管分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） 議案第3号、第16号について、健康福祉委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。塚本健康福祉委員長。

〔健康福祉委員会委員長 塚本竜太郎君登壇〕

○健康福祉委員会委員長（塚本竜太郎君） 健康福祉委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第16号、令和8年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたしました。委員から、柏寿荘改修事業について浄化槽を新規設置することとなった経緯は何か、また性能や維持費は以前と比べてどう変わるのかとの質疑があり、当局から、浄化槽は昭和49年に新設したもので設置から50年以上経過しており、今回の改修工事に伴い、お風呂の面積を従来の2倍とすることで水量が非常に増えるということもあったため、改修に合わせて浄化槽の設置を検討したところである。性能は、従来の105人槽からJIS規格に基づき再計算したところ131人槽へと変更し、処理能力として約25人分増えている。維持費は、容量が増えるため、若干金額が上がる可能性があるとの答弁がありました。また、委員から、専用水道料金の補助について、地下水等の自己水源として水を供給している専用水道設置事業者への水道基本料金の2か月分の補助をするというもので405万6,000円とあるが、豊四季台団地以外にも専用水道設置事業者はいるのかとの質疑があり、当局から、豊四季台団地以外にも専用水道の設置はあるが、今回千葉県が定めた減免対象の要件に該当する施設はこの豊四季台団地の専用水道のみであるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第16号、当委員会所管分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題といたしました。委員から、制度変更後に受給券の提示が不要となる対象者にも受給券を交付するののかとの質疑があり、当局から、オンライン資格確認に対応した医療機関では受給券は不要だが、未対応の医療機関では受給券が必要となるため、受給券は対象者全員に発行するとの答弁がありました。また、委員から、市職員や受給者、医療機関にとってマイナンバーカード活用により利便性向上や負担軽減などどのような効果が期待できるのかとの質疑があり、当局から、これまではマイナンバーカードを所持していても紙の受給券の使用が必要であったが、マイナンバーカードのみで受診が可能となることで利便性の向上につながるという認識であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第3号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） 議案第4号から第8号、第11号、第12号、第16号について、教育子供委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。小松教育子供委員長。

〔教育子供委員会委員長 小松幸子君登壇〕

○教育子供委員会委員長（小松幸子君） 教育子供委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第16号、令和8年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたしました。委員から、部活動の地域移行に関わる事業について、地域クラブと部活動クラブの違いやK S C Aの支援対象となる大会、そうでない大会などが分かりにくい現状があるが、現時点で整理できているのかとの質疑があり、当局から、大会への参加形態は教育委員会が決定するものではなく、種目ごとに学校部活動のみ認める場合とクラブチームも認める場合があり、基準が異なるため、文部科学省やスポーツ庁に全国統一のルールを求めている。将来的には学校とクラブの双方を認める方針が示されていることを期待しているが、現時点では教育委員会が独自に線引きを行うことは難しいとの答弁がありました。また、委員から、部活動の地域移行に関わる事業について、既存のクラブと地域移行によるクラブは位置づけが違うという認識を忘れずに子供たちがスポーツへの関わり方を選べるよう検討を重ねてもらいたいとの意見がありました。また、委員から、柏の葉小学校グラウンド整備事業について、土地の値段は交渉可能かとの質疑があり、当局から、今回はあくまで予算の計上であり、今後不動産鑑定額を踏まえて最終的に県と協議し、購入を進めていく予定であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第16号、当委員会所管分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、工事の請負契約の締結について（柏市立田中中学校給食棟増築等工事（建築工事））、議案第12号、工事の請負契約の締結について（柏市立田中中学校給食棟増築等工事（機械設備工事））の2議案を一括して議題といたしました。議案第11号及び第12号について、委員から、資材の高騰や物資不足の影響で11億3,575万円の工事費の範囲内で計画どおりに工事が完了しない可能性がある点についてどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、今回の入札価格で落札されているために現時点ではこの金額で工事は可能との認識であるが、

今後経済動向や急激な物価高騰が生じた場合にはこれまで同様に協議を行い、スライド条項等の適用について検討して対応する考えであるとの答弁がありました。また、委員から、工事そのものは賛成だが、入札方法、契約方法は変えるべきだとの意見がありました。

採決の結果、議案第11号及び議案第12号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例及び柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例の制定についての5議案を一括して議題といたしました。

議案第4号について、委員から、理学療法士等の専門職が配置基準上は保育士1人分としてカウントされるため、現場では保育士が1人減り、保育の質が低下するとの見方もあるが、一方で専門性向上との考え方もある。これについて市はどのように捉えているかとの質疑があり、当局から、今回の改正で保育士とみなされる方は、理学療法士等の資格に加え、保育所等での3年以上の勤務経験や子育て支援研修の修了が要件である。さらに、原則保育士と共に保育を行うこととされており、保健師、看護師、准看護師を保育士とみなす特例も従前よりあることから、保育の質は低下しないと捉え、専門性の確保に努めていきたいと考えているとの答弁がありました。また、委員から、特定理学療法士等の職種の方がいることは大切であり、加配という形で行うのであれば保育の充実や子供のためになると考えるが、保育士としてみなすということでは保育の質の低下につながると考える。また、支援体制を確保するということであるが、現状で保育の現場は大変であるのに、さらに仕事が増えてしまうため、大きな問題があるとの意見がありました。

議案第5号について、委員から、市内保育園等の3、4歳児の15対1、4歳児以上の25対1の配置基準の対応状況はどうかとの質疑があり、当局から、令和7年4月1日時点の配置改善加算の取得状況を踏まえると、公立園は全園が対応済みであり、私立保育園は53園中52園、私立認定こども園は21園中21園が対応している状況であるとの答弁がありました。

議案第6号について、委員から、保育園等で働く職員の中で具体的にどのような方が児童等対象業務従事者として対象になっているのかとの質疑があり、当局から、公立保育園の例では支配性、継続性、閉鎖性の3要件に該当する職種として保育士、子育て支援員や幼稚園教諭資格を有する保育職員、保育補助員、看護師を想定している。一方、調理員、事務補助員、業務員は子供と閉鎖的な空間で1対1になることが想定されないため、対象外と考えているとの答弁がありました。また、委員から、国では懲罰規定を定めているのかとの質疑があり、当局から、事業者において情報管理に不適切な対応があった場合には罰則があると認識しているとの答弁がありました。

議案第7号について、委員から、経過措置期間が令和14年3月31日までと長い、理由はとの質疑があり、当局から、保育教諭の人材確保や場合によっては園舎の増改築等が必要となる可能性もあることから、国の基準に準拠し経過措置期間を設定し、その間に必要な対応をして

いただくためであるとの答弁がありました。

議案第8号について、委員から、保育所等と連携協力を行っていく場所を確保しなければならないとあるが、具体的にはどのようなことを連携していくのかとの質疑があり、当局から、ゼロから2歳児の場合は3歳進級時の入園先との連携があったが、3歳以上のケースでは5歳で卒園するため、そのような連携はない。連携内容としては、保育内容の支援が中心となり、近隣保育所との合同保育や行事の共同実施などが想定される。3歳以上の子供は、一定の集団の中で他者との関わりを通じて社会性を育むことが重要であるため、こうした連携をしっかりと行うことが重要と考えているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第5号から第8号は全会一致で、議案第4号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） 議案第9号、第17号、第18号について、建設経済環境委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。福元建設経済環境委員長。

〔建設経済環境委員会委員長 福元 愛君登壇〕

○建設経済環境委員会委員長（福元 愛君） 建設経済環境委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第9号、柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。議案第9号について、委員から、今回の用途変更により事業所進出が進むことについて、地域の安全や環境への悪影響が生じないよう十分配慮して進めるべきだと考えるが、どうかとの質疑があり、当局から、何を建て、どう使うかを見極めつつ、居住者の生活環境を守ることと研究所など企業を呼び込み、まちの活力を高めることの双方が重要であり、その両輪で進めていく考えであるとの答弁がありました。また、委員から、用途地域を変更して研究施設の立地を可能にした上で、高度地区指定や地区計画の変更により各種制限を追加、強化し、周辺環境の悪化を抑制しようとする内容であるという理解でよいのかとの質疑があり、当局から、計画案の策定過程で住民意見等を踏まえ、周辺環境への配慮を強めるために各種制限を追加、強化する内容を反映し、最終案として計画決定に至ったとの答弁がありました。

採決の結果、議案第9号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、令和8年度柏市水道事業会計補正予算についてを議題といたしました。議案第17号について、委員から、一般家庭での負担減額は月額で幾らぐらいになるのかとの質疑があり、当局から、一般家庭のみを対象とするのではなく、全ての口径の水道使用者を対象に負担を案分する仕組みであるが、1件当たりの平均負担減額は約300円となり、一定の支援効果が見込まれる考えであるとの答弁がありました。また、委員から、水道料金の減免制度については、使用水量が少ない世帯やもともと水道料金の負担が小さい世帯では減免によるメリットが相対的に小さくなる場合があるが、市としてどのように認識しているのかとの質疑があり、当局から、5月下旬から1人当たり5,000円を直接支給する施策を実施しており、これに水道基本料金の無償化を組み合わせることで、所得制限を設けず、全ての市民の方にひとしく支援で

きるものと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第17号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、工事の請負契約の締結について（柏たなか駅エスカレーター整備工事）を議題といたしました。議案第18号について、委員から、契約相手についての選定経過は、またどのような会社かとの質疑があり、当局から、今回の選定は入札選定委員会を経て仮契約の締結に至っている。当該会社については、市内の受注工事の実績はないが、線路メンテナンス工事や鉄道道路インフラ整備工事等で実績があることと把握しているとの答弁がありました。また、委員から、エスカレーターへのアーケード設置予定はあるかとの質疑があり、当局から、今回の工事ではエスカレーター上部のシェルターのみを予定しているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第18号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わりにします。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） これより順次採決を行います。

○議長（坂巻重男君） 採決は、押しボタン式投票をもって行います。

議案に賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対等を主張し、賛成できない方は赤色の反対ボタンを押してください。

会議規則により、いずれのボタンも押さず在席しているときは反対ボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

○議長（坂巻重男君） まず、第1区分の議案第1号から第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第13号から第17号を一括して採決いたします。

本12議案に対する委員長報告は、いずれも原案承認並びに可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって各議案は原案のとおり承認並びに可決されました。

○議長（坂巻重男君） 議案第4号、第7号、第10号から第12号、第18号については、討論の通告があります。

討論に入るに当たり、議長からお願い申し上げます。討論については、先例により1人10分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

順次発言を許します。

議案第4号、第7号について反対討論、矢澤英雄さん。

〔1番 矢澤英雄君登壇〕

○1番（矢澤英雄君） 日本共産党の矢澤英雄です。会派を代表して、議案第4号、第7号について反対の立場を明確にして討論を行います。

議案第4号は、保育所等に配置する職員の要件について基準を改めるもので、1人に限るとしてはいますが、理学療法士等を保育士等にみなすことができるとするものです。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職が保育現場に加わることは、発達に課題を抱える子供たちへの早期支援など発達支援の観点からなどから大変重要な意義があると考えます。しかし、それらは既存の保育士配置基準を満たした上で上乗せして配置されるべきです。専門職を保育士とみなす特例措置が実質的な保育士の配置基準の緩和や人数の穴埋めとして運用され、保育現場の安全確保や子供たちへの対応に支障を来すことになりかねません。慢性的な保育士不足の背景には、賃金の低さや苛酷な労働環境という構造的な問題があります。資格のない者や他職種で補うのではなく、保育士自身の給与引上げをはじめとする処遇改善と国による配置基準の抜本的な見直しこそ必要です。さらに、当該特定理学療法士等が保育等を行うに当たっては、当該保育園等の保育士等による支援を受けることができる体制を確保しなければならないとしています。それだけでなく保育士の配置基準が不十分な中、保育士のさらなる多忙を生むことになります。

議案第7号の1つは、満3歳以上の学級編制基準を35人以下から30人以下にするものです。学級編制基準を改善することには賛成いたします。しかし、1学級の子供の人数はまだまだ多い現状であり、改善の余地があります。例えば日本の保育士の配置基準は4歳以上で保育士1人に子供25人ですが、イギリスでは13人、ニュージーランドでは10人、フランスでは10人、OECD平均でも子供は18人であり、安全で充実した保育のためにはさらなる配置基準の見直しと保育士不足を解消することが求められることは指摘しておきます。2つ目は、幼保連携こども園に主務保育教諭の規定を入れることです。主務保育教諭は、園児への直接的な教育、保育を行うだけでなく、若手保育教諭への指導、助言や保育教諭間の総合的調整を行うとされており、その職務は多岐にわたり、負担は大きなものです。2015年に導入された主幹保育教諭はクラス担任から外して専任化させるための代替要員費用が組まれていましたが、主務保育教諭にはそれがなく、担任をしながらその職務を遂行することになります。認定こども園の関係者からは、忙しい中、担任を持ちながらそのような業務はできないと制度化反対の声が届いています。また、保育に関わる現場で保育士などは、お互いに相談し、話し合いをし、豊かな保育を実践しています。一部の保育士が主務教諭となり、新たな階層をつくることでほかの保育士と差をつけることは職員の階層化、序列化、負担増、管理職的ポストの拡大になり、分断が生まれるおそれもあり、健全な保育業務に支障が出ることは明らかなです。よって、主務保育教諭の配置には賛成できません。以上の観点から議案第4号、第7号には反対を表明し、討論いたします。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第10号から第12号について反対討論、末永康文さん。

〔25番 末永康文君登壇〕

○25番（末永康文君） 末永康文です。議長に申し上げます。6月の15日に永山議員の発言の中で、鈴木議員のアフタースクール問題での会派を代表しての討論中に心ないやじがあったとの発言ありました。取消しを求めます。その理由を申し上げます。鈴木氏は、委員会では長い時間をかけ、アフタースクールの問題点などを指摘し、反対の質疑をしていました。当然のことで

す。その後会派内でどんな議論をされたかは知る由もありませんが、委員会で反対の論陣を張っていた者が本会議では会派を代表して賛成の討論をした。このことについて私はびっくりしました。先日、永山議員の会派でのけんけんがくがくの討論があったという報告がありました。私は、相当ストレスになったのではないかと思います。私は35年間議員をしています、これまで委員会で反対の論陣を發した者が本会議で賛成の討論をすることは聞いたことはありません。会派内で議論をされたならば、別な者が討論することはあるかもしれません。我々は有権者から選ばれた議員であり、会派で選ばれた議員ではありません。多種多様な意見を尊重されるべきものだと私は思います。それぞれの政治信条や市民の負託に応えるべくして議論することが議会制民主主義であり、発言の重みを受け止め、担当に強要することはいかなものかと思います。私は、鈴木議員の名誉の問題もあります。本当に市民の声をしっかり受け止めて、その上で何が大切で何が大事か、このことを鈴木議員は常に心に留めて行動、活動しております。議会は議会制民主主義として議論しているもので、井戸端会議でもなければ、発言がころころ変わるものではないことや無節操な発言をしてはいけないことです。先ほど言いましたように彼は社民党として主義を持って行動したもので、急に変わることを私は大変信じ難く思ったことです。

しかし、先ほど申しましたように会派の中で決めたので、私は踏み絵を踏まされたんじゃないかというふうに思うほどでした。また、議員の中では勘違いしている者がいるように思います。多数を取れば何でもできるのかのように議員に対して飲ませ食わせをしたり、反論すらできない状態になっていませんか。議場で小僧と呼ば捨てられても反論すらできない者、平気で小僧と呼ぶ議員、特定の議員が飲ませ食わせにより多数派工作をすることは公職選挙法に抵触するおそれがあります。いつもごちそうになり、アルバイト的なほんの一部だけを負担していませんか。2010年に土木部の職員が業者への便宜を図ったことで免職になりました。

○議長（坂巻重男君） 末永議員。

○25番（末永康文君） これは、最初はコーヒー1杯から始まり……

○議長（坂巻重男君） 末永議員に申し上げます。

○25番（末永康文君） すぐ終わります。業者からのお金を借りるなど……

○議長（坂巻重男君） 発言は議題外にならないようにお願いします。

○25番（末永康文君） 委託することは、もう忘れたのではないのでしょうか。ぜひ議員は市民の負託を受け、議論することが大事です。おごつての言葉は禁句です。ただ酒飲みは服従の始まりです。こんなことは起きていませんか。私は、八千代市の贈賄事件が……

○議長（坂巻重男君） 末永議員。

○25番（末永康文君） 出されました。このことについても、この後3つの議案について申し上げますが、私は……

○議長（坂巻重男君） 末永議員に申し上げます。発言は議題外にならないようにしてください。

○25番（末永康文君） 分かりました。2010年の柏市の贈賄事件もあったように、私は議員はチェック機関として調査研究し、有権者の声を大切に議論することで、調べもしないでただ聞いているだけの議員、そんなことはふだん聞きなさいよと思いませんか。私たちの任期もあと4回の議会です。子ども議会も大事ですが、議員の議会をもっと大事にして、調査なくして発言なしという言葉があるように、現場の声、市民の声、地方自治にあるように住民の福祉を向

上させることを議論する議会にしてほしいものです。皆さん、この本何だか分かりますか、これ分かりますか。これは、赤本と称します。入札金額は、これによってほとんど決まるんです。この中で国土交通省が査定をしたお金の金額が全部入っているんです。

○議長（坂巻重男君） 末永議員に申し上げます。発言は議題外にならないようにしてください。

○25番（末永康文君） はい。

○議長（坂巻重男君） ただいまは討論を議題としておりますので、よろしくお願いします。

○25番（末永康文君） なぜこれを見せたかと申しますと、入札の問題です。10号議案の工事請負契約、田中中学校の給食棟の問題、機械設備の問題。この赤本というのは、今アスラス、ガイアやケンテムというソフトでほとんどこれをやります。それで入札金額が決まっていくんです。その中にいろんなことをやるわけですが、今回の10号議案の大堀川防災レクリエーション公園のアクセス道路について1億8,000万円かかります。今回請願に出されました中で、武道室が約3,000万の空調設備がかかる。21か所あります。計算しますと6億3,000万です。これを7割は国が負担しますから、当然にしてこれは1億8,000万円、大堀川の防災レクリエーション公園は1億8,000万、ちょうど同じぐらいの金額です。したがって、私はこういう工事をやるよりも、まず市民のための優先順位を決めてやるべきです。大堀川の場所は、大きな地震来たら地震によって地盤は液状化する可能性があります。ゲリラ豪雨がありますと利根川や江戸川の満潮に重なれば当然北千葉導水路の機能が働かなくなります。水没する可能性があります。そうしたところに私はアクセス道路を造ることはいかなものかと思います。したがって反対をいたします。

次に、11号、12号の田中中学校の給食棟の増築、機械設備についての学校給食の建設そのものについて、学校給食そのものを反対するものでありません。今回の入札に疑義がある。議案書にあるように給食棟の増築工事では2者が応札しました。1者が辞退、そして1回目の入札で予定価格を300万円オーバーしたということで、2回目1,500万マイナスで落札率98%、機械設備では1者応札で予定価格が1,370万円オーバー、2回目の入札で99.55%の落札となっています。まず、1者しか応札をしない入札では競争性が損なわれていること、入札制度として低入札額では失格とするのに予定価格のオーバー額に対しは無効扱いで再入札をしていることに問題があると思います。なぜ失格にしないのか、役所がオーバーしているので、下げてほしいと言うのは官製談合と言われても致し方ないのではないのでしょうか。競争性や公正性から問題があると思います。松戸市では、予定価格の公表をするなどして入札の在り方についていろんな形で見直しがされています。柏市は何も見直そうとしないのは納得がいきません。以上を申し上げまして反対討論いたします。以上です。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第18号について反対討論、田口康博さん。

〔2番 田口康博君登壇〕

○2番（田口康博君） 日本共産党、田口康博です。会派を代表して議案18号に反対の討論を行います。

本案は、柏たなか駅エスカレーター整備工事について、その契約の相手方を東鉄工業株式会社にし、工事を行わせるというものです。この東鉄工業には、独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会の立入検査を受けた2件の工事入札の談合疑惑があります。1件目は、昨年11月11日、都営地下鉄の軌道保守工事です。2件目は、先月5月19日、北海道新幹線の延伸工事です。柏

市が東鉄工業と仮契約を締結したのが5月29日です。議員には6月8日付で契約の相手方と契約予定金額を記した予定議案の説明資料が配付されました。議案提出は6月16日です。その東鉄工業株式会社は6月5日、自社のホームページに以下の文章を掲載しました。内容を読み上げます。有識者調査委員会設置に関するお知らせ、当社は昨年11月に都営地下鉄等の軌道保守工事等の入札に関し及び本年5月に北海道新幹線の軌道敷設工事の入札に関し、それぞれ独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受けました。このような事態に至ったことを重く受け止め、当社は本日の取締役会において独立社外取締役、独立社外監査役を含めた有識者により構成される有識者調査委員会を設置することといたしましたので、お知らせいたします。記、1、有識者調査委員会設置の目的、専門的な見地から、このような事態に至った原因や背景及びこれに対する再発防止策などについて公正で客観的な調査を実施し、それに基づく提言をいただくことを目的とします。2の委員の構成は省略します。3、設置日、2026年6月5日。4、今後の対応、当社は有識者調査委員会の調査に対して全面的に協力してまいります。現時点において同委員会の調査終了時期は未定ですが、今後公表すべき事項が判明した場合には適時適切にお知らせいたします。以上とのことです。

昨年11月11日付の東京MXテレビニュースでは、都営地下鉄で談合か、東京都交通局、受注6者に公取委が立入検査、予定価格の99.9%で落札もというタイトルで、公正取引委員会は今日、東京都交通局が発注する工事の入札で談合をしたとして独占禁止法違反の疑いで受注した新宿区の東鉄工業や中央区の坪井工業など合わせて6者に立入検査を実施しました。そして、不正に関与した可能性もあると見て発注側の東京都交通局にも立入検査が行われましたとあります。これについて東京都の小池都知事は、都の職員が関与した可能性もあるとして調査チームによる内部調査を行う考えを示し、会見でこのように述べています。都の職員が受注調整に関与した可能性もございまして、もしこれが真実、事実であるとなれば、都政に対しましても都民の信頼を損ないかねないと、重大な事態だと、このように認識いたしております。関係局による調査特別チームを編成いたしまして、集中的に調査に当たるように指示をいたしましたところでありますとのことです。東京都営地下鉄の問題は、重大な事態だと小池都知事は述べています。この問題、まだ結論は出ていません。そして、先月5月の北海道新幹線における東鉄工業を含む軌道工事会社9者と発注元である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構への公正取引委員会の立入調査、談合疑惑です。この機構は政府が100%出資する独法で、新幹線建設を担っています。公取委は、多額の税金が投入される国家プロジェクトで工費がつり上げられていた疑いがあると見て調べています。今回の落札総額は、計200億円との報道です。東鉄工業の有識者調査委員会は設置されたばかりです。柏たなか駅エスカレーター整備工事に関し、現時点において東鉄工業株式会社の談合疑惑による企業としての疑念を払拭する材料はなく、企業の社会的責任が担保されているとは言えない状況です。こうした状況の下でこの議案を通すべきではありません。以上の理由により、18号議案に反対するものです。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第18号について賛成討論、林紗絵子さん。

〔16番 林 紗絵子君登壇〕

○16番（林 紗絵子君） 市民サイドの林紗絵子です。会派を代表して議案第18号、工事の請負契約の締結について賛成討論を行います。

この議案は、柏たなか駅エスカレーター整備工事の請負契約を東鉄工業株式会社千葉支店と締結しようとするものです。選定は制限付一般競争入札で行われましたが、1回目は同社の1

者入札で予定価格を超過し、2回目は入札参加事業者がいませんでした。5月に行われた3回目は、やはり同社1者入札になり、税込み予定価格約10億2,200万円に対し、90.38%の9億2,400万円で落札されました。問題は、仮契約前に北海道新幹線の札幌延伸工事など2件の入札で談合が行われた疑いがあるとして東鉄工業が公正取引委員会から立入検査を受けたことです。通常立入検査の結果、容疑が裏づけられ、何らかの処分が下されるとしても、それまでには1年から2年の時間が、場合によってはもっとかかると言われています。柏たなか駅エスカレーター設置工事は、昨年度まで設計積算が行われ、完成は2028年度の予定であり、工事中に談合の疑いについて結果が分かる可能性があります。ここで建設工事請負契約書を見ると、今回の令和8年第2回定例会の議決を得たときに初めて効力が生ずるものとなっていて、議会の議決の日までに本市が指名停止または指名排除の処分を行ったときにも契約は効力を生じないとされています。現状はまだ立入検査を受けた疑いの段階ですので、これには当たらないものと考えます。また、発注者の任意解除権についての条項には、この契約に関し、独占禁止法に基づく課徴金納付命令が確定したときに契約解除ができるという定めはありますが、これも確定前なので、当たりません。公正取引委員会の立入検査は仮契約の直前でしたが、本市もこのような認識の下で仮契約を行い、議案を上程したのではないのでしょうか。本市では柏市建設工事請負事業者等指名停止要領を定めていますので、独占禁止法に基づく課徴金納付命令や排除措置命令が確定した場合はこれにのっとって速やかに指名停止処分が行われるはずであり、本市の措置がこれより厳しくとも緩くとも問題であると考えます。同社も今月初め、外部委員を含めた有識者県有識者調査委員会を立ち上げ、原因究明と再発防止策に努めるとして、現段階での確定していない情報によって契約を止めるべきではありません。近代法の原則は、疑わしきは罰せずです。これは権力による不当な処罰を防ぐための重要な考え方であり、市議会でもこの原則を参考にすべきと考えます。

一方、このまま本契約を行って工事の施工期間中に公正取引委員会の処分が確定した際の影響が心配されるところですが、指名停止処分等で影響が及ぶのは今後の入札や契約のみであり、既に契約が成立している工事は問題なく進められるということが建設経済環境委員会で確認されました。また、これまでの経緯を考えれば、東鉄工業を排除して再度入札を行っても参加事業者が現れないおそれが強く、やり直しは現実的ではありません。入札参加事業者が少ないことは今回に限らず大きな問題であり、改善への努力は必要ですが、柏たなか駅へのエスカレーター設置を望む市民の声が大きいことから本事業を進めるべきと考えます。以上、主に3点の理由により、議案第18号、工事の請負契約の締結については賛成すべきものと主張します。

○議長（坂巻重男君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） これより順次採決を行います。

○議長（坂巻重男君） まず、第2区分の議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成32人、反対1人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第3区分の議案第11号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成32人、反対1人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第4区分の議案第12号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成32人、反対1人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第5区分の議案第4号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成28人、反対5人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第6区分の議案第7号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成28人、反対5人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第7区分の議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成28人、反対5人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩します。

午後 2時 6分休憩

○

午後 2時16分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（坂巻重男君） 末永議員に申し上げます。討論中に発言されました永山議員の発言に対する御質疑については、正式な発言取消しの申出とは認められませんので、御了承願います。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第2、請願を議題といたします。

請願48号について、教育子供委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。小松教育子供委員長。

〔教育子供委員会委員長 小松幸子君登壇〕

○教育子供委員会委員長（小松幸子君） 教育子供委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

請願48号、柏市立中学校武道場へのエアコン設置を求めることについてを議題といたしました。委員から、実際に施設内が日常的にどの程度の温度や暑さ指数になっているのかを把握することが重要だと思うが、その点についてどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、暑さ指数については各学校で活動前に毎回確認しており、その都度の状況に応じて使用の可否を判断している。今後は、そうしたデータの確認も含め、エアコン設置を検討するための資料としていきたいと考えているとの答弁がありました。また、委員から、部活動や避難所としての利用を考えても暑さ対策は重要であり、例えばリースで対応する方法もあるのではないかと質疑があり、当局から、エアコン整備は使用頻度が高い施設から優先して進めている。体育館や教室、特別教室なども整備が必要であり、武道場も候補の一つであるが、21校へ一斉に整備するには予算面などの課題がある。当面の暑さ対策としては、スポットクーラーを流用し、各学校で使用することで対応していきたいと考えているとの答弁がありました。また、委員から、学校にはエアコンに限らず整備すべき設備が多くあるが、近年の夏の暑さを鑑みるとエアコンは必要な設備であると考え。主旨にある早急にというのはこの夏と捉えるかというところはあるが、いずれ必要な設備を設置するという点に関して本請願は採択すべきものであり、優先順位をつけて進めてほしいと考えた意見がありました。

採決の結果、請願48号の主旨1は全会一致で、主旨2は賛成多数でいずれも採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） 請願47号、49号について、建設経済環境委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。福元建設経済環境委員長。

〔建設経済環境委員会委員長 福元 愛君登壇〕

○建設経済環境委員会委員長（福元 愛君） 建設経済環境委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず請願47号、地域経済を支える小規模事業者等へのインボイス制度の影響把握を求めることについてを議題といたしました。委員から、市独自にインボイス制度が市内の中小企業や小規模事業者に与える影響について調査や実態把握を行ったことはあるかとの質疑があり、当局から、市独自での調査は行っていないが、商工会議所が随時相談を受けているため、連携して意見交換などを行っているとの答弁がありました。

採決の結果、請願47号の主旨1から主旨3は賛成多数でいずれも採択すべきものと決しました。

次に、請願49号、ウォーターPPPの導入に関することについてを議題といたしました。委員から、水質管理の方法や水道料金の設定について、民間が勝手に変更できない仕組みになっているかとの質疑があり、当局から、水質管理は市が独自に直接専門機関へ依頼して試験を行っており、市が責任を持って実施している。料金についても市が独自に検討を行い、議決を経て設定するため、民間が勝手に料金を変更することはできない仕組みになっているとの答弁がありました。また、委員から、この請願が出された背景についてどのように考えているかとの質疑があり、当局から、これまでの説明が業者寄りであったことは反省すべき点であると考え、今後は広報紙で分かりやすく伝えとともに、紙面で伝え切れない内容についてはホームページ等を有効活用し、表現を工夫しながら市民の不安や疑問を解消できる情報周知や意見聴取の手法を取り入れていく考えであるとの答弁がありました。

採決の結果、請願49号は賛成多数で採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） 続いて、討論を許します。

請願48号、49号について、上橋しほとさん。

〔7番 上橋しほと君登壇〕

○7番（上橋しほと君） 請願48号並びに49号ともに採択を求める立場から討論します。

初めに、請願48号、柏市立中学校武道場へのエアコン設置を求めることについて、こちらは市内中学校の保護者やクラブ指導者が出された請願です。近年地球温暖化は劇的に進行しており、生徒たちや指導者たちが練習、稽古をするには非常に厳しい環境になってきています。熱中症にかかる危険性がどんどん高くなってきている中、この劣悪な環境下で活動させ続けて命に関わる事態が起きてしまってはならない。上手になりたいと一生懸命練習、稽古に励む生徒たちが市内にはたくさんいますし、その気持ちに伝えられるようにと指導者も頑張っています。だからこそ、一日でも早く武道場にエアコンを設置してくださいという市民からの切なる願いです。永山議員が質問したときの答弁でも、施設全体の整備状況を見て、利用状況を見て、関係部署と協議して優先順位をつけていくという答弁でした。本会議開会前の5月には、私に相

談してきた市民と一緒に教育委員会を訪ねました。教育施設課と指導課が迎えてくださいました。ただ、その日も武道場を使う部活動が少ない、武道系の部活動がある学校がほとんどなくなってきた、違う事業のほうが優先順位が高く、そちらを先に進めていくと言われました。陳情した市民は、ショックを受けられていました。体育館を譲り合って使うように話合いできるんじゃないのかと指導課からは言われ、剣道部や卓球部の子たちは話し合っても体育館を使うことができないんだと、市は現場を分かっていないんじゃないのかという疑念を抱かれていたようにも感じました。

柏市としては、武道場へのエアコン設置は今の状況からして優先順位が低く、後々にやることだという姿勢ですが、学校活動、部活動やクラブで武道場を実際に使っている人たちが多くいます。地域防災計画における指定避難所でもあります。そして、気候変動が進み、どんどん夏の暑さが深刻化してきている今、武道場の施設環境整備というやらなければならない事業を先延ばし、後回しにしている理由はないと思います。何かしらの補助金を取得したり財源から捻出したりできるような研究をして、早期の事業化、予算化を実現していただきたいですし、できるはずだと思います。教育子供常任委員会での質疑に対する答弁から、既にスポットクーラーを保有している学校もあるし、そのやりくりもできるという答弁もありました。既に自前の学校費で入手したところとしていないところの差で不公平だとか思ったり、そう言ったりする人も出てくるかもしれません。ですが、それでも学校活動、防災活動、部活動やクラブ活動で武道場を使うのですし、武道場を使えるようにしていく命を守るための環境整備は必要不可欠です。だから、今一定数の学校が既に保有しているクーラーをやりくりする方法を知っていただき、それに加え、一部で追加購入してでも武道場を使う人たちの安全、命を守るための施策を進められたい。柏市議会に提出されたこの請願は、先送りできない施策であります。柏市議会として、ぜひこの請願48号を主旨1、2ともに全会一致で採択をしましょう。

続けて、請願49号、ウオーターP P Pの導入に関することについてです。建設経済環境常任委員会における執行部の答弁や委員の意見を見ました。柏市は、ホームページや発行を再開する上下水道日より、広報かしわで周知して、説明もして市民への理解を促進していきたいという考えを強調されていました。説明会をするには及ばないという考えがにじみ出ているように感じました。私が9日に自身の一般質問で尋ねたときの上下水道局理事の答弁でも、請願にある住民説明会も一つの方策だとは考えるけど、まずは全戸配布、ホームページでの理解促進を進めていきたいと同様な意思を示されていました。多くの方に仕組みを知ってもらうことが大切だと考えているし、このなじみが薄い分かりづらいウオーターP P Pというものを市民に伝えていこうと思ったし、理解していただきたいという気持ちを柏市が持っているということを感じました。

ですが、その理解促進のやり方の部分で市の発行物で説明するのが効果的、より広く伝えられる、より分かってもらえる、まずはそれをしたい。でも、請願や陳情で市民から挙げられてくる方法は有効じゃない、非効率的だという、説明会などはその後検討していくようになるかと思うとも答弁ありましたけれど、まずはやりたい。やはり全戸配布での周知なんだ、理解促進なんだとのこだわりを感じてしまいます。自分たちがやりたいやり方にこだわり続け、やりたくない、やる気のなかった方法は市民からでも議員からでも提言されても検討しようと思わないと、検討するに値しないというようなオーラを感じてしまいます。全戸配布するという上下水道日よりですが、家のポストにこんなものを入れられてもどうせ読みはしないだろうと言

ってきた方もいらっしゃいました。ですが、私はその方に対して、市政も行政も市民に対して説明していきたいと思っている。その方法の一つであるから、どうせこんなもの読まないとか、無駄な施策だと遮断しないで情報を取りに行く努力をしてほしいとお願いしました。市民にも努力してほしいと思っているからです。でも、執行部は自分たちのやりたいやり方だけやって、市民から望まれている住民説明会は効果的じゃないと判断する。これじゃ市民の声を聞くというふだん言っている言葉と矛盾していると思いますし、行政が上で市民が下だという上下関係をつくろうとしてしまっているんじゃないかというふうにも感じられてしまいます。だから、私は、執行部にもいろんな新しいアイデアや違う角度からの提案を考える柔軟性と少し業務量が増えてつらくなるとしても柏市及び市民のために頑張る努力をしてほしいと思うわけです。行政がこれからやる情報発信については市民側も、市民から挙げられた要望や提言は執行部側もお互いに広く柔軟に受け止めて、間口を狭めないであらゆる可能性を模索して行ってほしい。努力して行ってほしい、していったほうがいいと思います。これは、議員もしかりです。市民のためになる施策の実現を提言するのも議員の役割です。19日の常任委員会の請願質疑でとある議員さんから、住民説明会を開くのは現実的じゃないと思うという発言がありました。これは間口を狭めているにとどまらず、行政の手助けをしているかのような発言に私には聞こえてしまいました。命の水という市政における大切なテーマです。今回柏市議会に提出されたこの請願は採択に値するものだと思いますので、どうか住民説明会は現実的じゃない、執行部は別に関心なくていいよという発想は改めていきませんか。有効性でいえば広報紙だって住民説明会だって両方有効でしょう。ウオーターP P P事業に関する住民説明会開催を実現できるように、請願49号の採択を全会一致でいたしましょう。それを求めます。これで請願48号及び請願49号の採択を求める討論を終わります。

○議長（坂巻重男君） 次に、請願49号について、平野光一さん。

〔13番 平野光一君登壇〕

○13番（平野光一君） 日本共産党の平野光一です。ただいま議題となりました請願49号について、採択に賛成する立場から会派を代表して討論を行います。

請願者は、2028年1月から柏市が上下水道事業において導入しようとしているウオーターP P Pについて、柏市が進めようとしているウオーターP P Pレベル3.5と現在は導入しないとされているレベル4.0について住民説明会の開催を求めています。請願者は、請願理由で次のように述べています。将来の水道料金はどうなるのか、災害時の対応は大丈夫か、安心、安全な水の質は保たれるのかといった不安の声が多く、市民から聞かれます。水道は、命を守る大切な公共インフラです。市民は、水道事業の行く末に強い関心を持っているにもかかわらず、何も知らされていないために自分たちが理解していない政策が勝手に進められているのではないかという不安感が広がっている状況ではないでしょうか。柏市が進めようとしている政策について、しかも上下水道という命に関わる重要な事業であるにもかかわらず、市民に対してほとんど何も説明されていないので、住民説明会で説明してくださいという極めてシンプルな住民自治の基本のキのような請願です。これに反対する理由があるのでしょうか。採択に賛成されることを全ての会派に呼びかけたいと思います。一般質問では、柏市が進めようとしているウオーターP P Pについて、広報かしわにも掲載するし、Q & A形式で9月と来年2月に上下水道局の広報紙を発行するとのことでした。メリットだけでなく、デメリットや不安要素についても市民に分かりやすく広報する必要があるかと思っています。請願者が求めている住民説明会

を開催することで市民がどんな疑問や不安を、あるいは期待を持っているのかつかむことができるわけですから、広報紙の内容にも相乗的な効果が現われると思います。上下水道局としても内容を理解されている市民はほとんどいないということを本会議でも、それから委員会の質疑でも認めているわけですから、市民に対する説明会の開催は当然のことです。来年度の予算案には10年間で約267億円という巨額の債務負担行為の設定も予定されています。議会としても理解を十分に深める必要があるんじゃないでしょうか。ぜひ請願の採択に賛成されるよう重ねて呼びかけまして、討論といたします。

○議長（坂巻重男君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） これより順次採決を行います。

○議長（坂巻重男君） 請願48号の趣旨1を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第2区分の請願48号の主旨2を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第3区分の請願47号を採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成20人、反対13人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第4区分の請願49号を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成20人、反対13人、よって委員長報告のとおり決しました。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第3、議案第19号を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君） お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

本案について質疑を許します。質疑は3問制で行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） お諮りいたします。

本案について委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君） これより採決を行います。

○議長（坂巻重男君） 議案第19号について採決いたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって本案は原案のとおり同意されました。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第4、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りいたします。選挙の方法については、指名推選により行います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに

決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたし、岡田智佳さんを柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたしました岡田智佳さんが柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議員に当選されました。

ただいま柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議員に当選しました岡田智佳さんが議場におられますので、席から会議規則第32条第2項により告知をいたします。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第5、所管に関する事務調査の件を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君） 各委員長より、会議システム内のデータのとおり、所管に関する事務の閉会中継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の事務調査を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君） 以上をもって今期定例会に付議されました事件等は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長に挨拶を許します。市長太田和美さん。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 令和8年第2回定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

去る6月3日から22日間の長きにわたり、補正予算その他の重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、ここに全日程を終えることができました。厚く御礼を申し上げます。審議の過程において皆様からいただいた御意見、御要望等につきましては、十分検討し、業務の執行に当たってまいります。

結びに、本格的な夏に向けて、議員各位におかれましては健康に十分御留意され、市政運営に一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げまして閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（坂巻重男君） 去る6月3日から本日までの各位の御労苦と御協力に対し、深甚なる謝意を表します。

これにて柏市議会令和8年第2回定例会を閉会いたします。

午後 2時42分閉会